別表十七(一の一)付表一の記載要領第一号中「第４号」を「第５号」に改め、同第五号を同第六号とし、同第四号中「「同上のうち関連者等の課税対象所得に含まれない額　(7)」」を「「同上のうち関連者等の課税対象所得に含まれない額　(9)」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

４　「外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度に係る損金算入額のうち、関連者等に対する支払利子に相当するもの　(7)」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第９項第１号ロに掲げる金額を記載すること。

別表十七(一の一)付表一の表中「別表十七(二の二)付表一「16」のうち国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」を「別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」に、「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額（別表十七(二の二)付表一「15の計」）」を「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額（別表十七(二の二)付表一「17の計」）」に、「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「10」）」を「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「12」）」に、

居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人の区分	12	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人

を

居住者・を有する内国法人設を有すの区分				
恒久的施設非居住者・・恒久的施る外国法人	12	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人

に、「別表十七(二の二)付表一「16」のうち国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」を「別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」に改める。

別表十七(一の一)付表二の表中「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「10」）」を「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「12」）」に、「調整対象金額（別表十七(二の二)「22」）×(7)/(6)」を「調整対象金額（別表十七(二の二)「21」）×(7)/(6)」に改め、同表の記載要領中「法人」を「内国法人」に改める。

別表十七(一の二)の表中「当期分（別表十七(二の二)「25」）」を「当期分（別表十七(二の二)「25」又は「30」）」に改める。

別表十七㈡付表一の記載要領中「第22条の11第４項第４号」を「第22条の11第５項第４号」に、「第22条の76第４項第４号」を「第22条の76第５項第４号」に改める。

別表十七(二の三)の表中「外国法人税額　増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額」を「外国法人税額　増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額」に、「子会社から受ける配当等の額（別表十七㈢「24」）」を「子会社から受ける配当等の額（別表十七㈢「24」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）」に、「控除対象配当等の額（別表十七㈢「25」）」を「控除対象配当等の額（別表十七㈢「25」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）」に改める。